

## 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部改正について

(前略)

### 第7章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第50条 時間雇用教職員の育児休業、育児部分休業、介護休業、育児部分休業(育児早退休業は除く。)及び介護部分休業、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限に関する取扱い~~について~~関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び第43条の2から第43条の5までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第7の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。

(中略)

### 附 則 (平成20年達示第76号) 抄

1 この規程は、平成20年2月4日から施行する。

別表第7

育児・介護 規程の規定	適用する規定
(前略)	
第17条	第17条 育児部分休業は、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(以下「時間雇用教職員就業規則」という。)第38条に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間(時間雇用教職員就業規則第46条第2項第3号に規定する保育時間を承認されている時間雇用教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、時間雇用教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、 <del>20分</del> <u>15分</u> を単位として行うものとする。
(後略)	